

対談

「立憲主義を否定する安倍政権を問う！」

- 小樽商科大学 名誉教授 結城 洋一郎さん
- 北星学園大学 教授 岩本 一郎さん
- 室蘭工業大学大学院 准教授 清末 愛砂さん

歴代内閣は、集団的自衛権について、国会論議や国民合意を積み上げ、憲法上認められないと見解を示してきました。しかし、安倍政権は昨年7月、多くの国民の反対にもかかわらず、憲法解釈を変更して、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行いました。

今、国会では、この閣議決定に基づき、集団的自衛権の行使を可能とする武力攻撃事態法改正案など10本の法案を一括した「平和安全法制整備法案」と自衛隊の海外派遣を恒久化する「国際平和支援法案」の安全保障関連2法案が審議されています。

この法案について、6月の衆議院憲法審査会では招致された自民党推薦の憲法学者を含め、3人の憲法学者すべてが「憲法違反」としました。直近の世論調査でも、今国会中の安全保障関連2法の成立には6割以上が反対しています。主権は国民にあり、権力の暴走を抑制するとした立憲主義が、まさに危機的な状況にあります。

私たちは、立憲主義や憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認と安倍政権をテーマに、市民のみなさんと共に考えていきたいと思いますので、多くの参加をお願いします。

とき 7月21日(火) [開場] 17:30~
[開演] 18:00~20:00

ところ かでる2.7「ホール」

札幌市中央区北2条西7丁目
TEL.011-204-5100

入場料は無料です

2015
第2回
「平和を考える集い」

主催／連合北海道

[問い合わせ先] 連合北海道 道民運動局 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル6F
TEL.011-210-0050 FAX.011-272-2255 [ホームページ] <http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/>

憲法解釈変更による 集団的自衛権行使容認の 閣議決定の撤回を求めます。

問題点 集団的自衛権行使容認の閣議決定は、



その

1

立憲主義の否定

- 歴代内閣は、集団的自衛権は憲法上認められないとしてきました。
自衛権を集団的自衛権にまで拡大することは、憲法9条を逸脱しています。
- 衆議院憲法審査会では政府推薦の参考人を含め、憲法学者3人全員が「違憲」としました。
- 最高法規である憲法を軽視し、憲法の安定性や権威を貶め、立憲主義を否定するものです。

その

3

国民不在



- 北海道では、約60の自治体が反対意見書や決議を上げています。
- 学者約7000名の「安全保障法案に反対する学者の会」も反対声明を出しています。
- 世論調査では政府の説明は不十分が8割を超えていました。
- 今国会での安全法制関連法の成立を約6割が反対しています。
- 法の番人と言われる元内閣法制局長官も違憲とし、撤回を求めています。
- 集団的自衛権行使は、基準も曖昧で、政府判断とするなど、国民不在です。

その

2

独裁的な政治手法

- 集団的自衛権の推進派の学者を集めて首相直属の諮問機関で報告をまとめました。
- 報告をもとに、半数以上の国民が反対する中、行使容認の閣議決定を強行しました。
- 安倍首相は米国や国外で、集団的自衛権行使に関する立法化を先行して表明するなど既成事実化を図っています。
- 行使容認の閣議決定や安保法制関連法案の閣議決定など、世論を誘導しています。
- 「平和安全法制整備法案」は既成の法律10本を一括論議する内容にするなど、論議を封じる独裁的政治手法をとっています。

その

4

国民の安全を脅かす

- 政府は、法案での自衛隊員の安全や生命のリスクについて、説明していません。
- 平和的貢献を行ってきた日本の国際的信頼や地位が揺らぎ、近隣諸国との緊張が高まるなどむしろ国民の命や安全を脅かします。

連合北海道

